

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月3日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
相沢小学校 揚水管漏水修繕
- 2 履行場所
横浜市瀬谷区相沢2-56-1
横浜市立相沢小学校
- 3 契約日
令和7年12月15日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年12月17日
- 5 契約金額
391,600円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
水道局より漏水の指摘があり、調査後揚水管からの漏水が発覚しました。
受水槽が減水し、枯渇してしまう恐れがあるため揚水管の緊急修繕を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から迅速な対応が可能な業者を選定しました。
- 9 所管
横浜市立相沢小学校